

定 款

一般社団法人ディバースライン

平成30年11月21日 作成

令和2年10月1日 名称・事務所 変更

令和4年10月1日 設立時の役員・設立時の社員 削除

一般社団法人ディバースライン

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ディバースラインと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県小諸市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アスリートの環境を良くする為の人材育成、セカンドキャリア構築、マネジメント及び地域貢献を目的とし、その目的を資するため次の事業を行う。

- (1) アスリート及び引退したアスリート、又は各種競技に携わる人のマネジメント、支援、育成、セカンドキャリア構築
- (2) スポーツクラブの運営及びアスリート強化
- (3) スポーツイベントの企画及び運営、施設管理
- (4) スポーツやアウトドアに関わる用具や消耗品のレンタル及び販売
- (5) 広告代理業務
- (6) 森林保全、森林管理、造園、別荘管理
- (7) 飲食店の運営
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は、事業に賛同し、次条の規定により入会した個人又は団体とする。

(入社)

第6条 社員として入社しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、社員総会及び代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第 10 条 第 9 条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して6箇月以上なされなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

第 3 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入社の基準並びに会費の額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事の選任及び解任
- (4) 理事の報酬等の額
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

理事1名以上5名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、この法人の業務を執行する。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

3 理事の再任を妨げない。

4 理事が第 20 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 26 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 27 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 28 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎年事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 29 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 30 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 31 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から 2019 年 9 月 30 日までとする。

(法令の準拠)

第 32 条 この定款に定めない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

上記は当法人の現行定款と相違ありません。

令和4年10月1日

一般社団法人ディバースライン

代表理事 高橋紗智